平成２０年（フ）第１４０号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字下高柳６番地３
破産者　種村アキ子
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１８９９号
京都府京都市西京区山田平尾町43番地の１ダイアパレスロイヤル京都桂510号、開始決定時の住所仙台市若林区遠見塚２丁目１番３号
ＰＩＮＥ・ＴＩＧＲＥＳＳⅡＢ―103
破産者　世木　　篤
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字道合26番地５
破産者　阿部　昌広
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２０年（フ）第１８８２号
埼玉県上尾市大字上尾下894番地１
破産者　田口　寛英
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
千葉県山武市日向台１番地６
破産者　工藤　和夫
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５２号
千葉県山武市日向台１番地６
破産者　工藤トミコ
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第７９号
神奈川県横須賀市西浦賀３丁目23番４号　第１白百合荘104
破産者　飯塚　浩司
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第３８１１号
名古屋市名東区よもぎ台２丁目1112番地団よもぎＡ棟、開始決定時の住所名古屋市千種区光が丘１丁目４番１号カルティア光ヶ丘1102号
破産者　パスタ・カリーノ砂田橋店ことカードファナティック名古屋こと　大野　正臣
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０７号
名古屋市港区高木町２丁目48番地の４　レオパレス高木202号
破産者　一志鉄工所こと　岩本　義久
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９９６号
大阪市平野区平野馬場１丁目５番21号　サンマール平野302号、前住所大阪府東大阪市近江堂２丁目６番13号
破産者　椿　　健二
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４１０７号
大阪府高槻市牧田町14番99―306号、事業所所在地大阪府高槻市富田町６丁目30番13号
破産者　家庭料理なおみちゃんこと　岩森なおみ
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９６０号
大阪府寝屋川市田井町６―25　新香里ライオンズマンション403、住民票上の住所大阪府寝屋川市高柳７丁目25番６号
破産者　谷脇　康治
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番320号棟108号、開始決定時の住所大阪府富田林市向陽台３丁目３番６―404号
破産者　福森　照孝
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２６５号
大阪市住吉区我孫子５丁目３番25号　コーニッシュⅠ―205号
破産者　大橋　正嗣
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７７７号
大阪府守口市藤田町３丁目40番18―218号
破産者　三堀　伸一
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１００号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目３番２―403号
破産者　中井　　修
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１０２号
大阪府高槻市深沢町１―15―６、開始決定時の住所大阪府高槻市萩谷月見台14番２号
破産者　三木　雄大
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２９４号
大阪府枚方市南船橋２丁目７番12―607号
破産者　山尾　将仁
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部